

議案第73号

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年 8月30日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
73号	1

提案理由（議案第73号）

提案の理由を申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における放課後児童支援員の基礎資格の新設及び「教諭となる資格を有する者」の趣旨を明確化するために改正をするものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
73号	2

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) から (9) まで (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) から (9) まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4及び5 (略)</p>

73号	議案
3	頁数